

# 小規模事業者等 販売促進事業補助金

広告宣伝など販売促進に必要な経費の一部を補助します！

## 補助対象者

- ①創業・起業の日から5年以内であること
- ②個人事業主は市内住所、法人は市内に本店があること
- ③市内に主たる事業所があること
- ④市税の滞納がないこと

## 対象経費

- (1) 広告宣伝費
- (2) クーポン等のデザイン作成料
- (3) ノベルティ・サンプル等のデザイン作成料
- (4) 展示会・催事等の出展料
- (5) インターネット販売サイト出店料
- (6) コンサルティング費用

## 補助額

補助対象経費の2分の1以内  
(千円未満切捨て)

## 補助上限額

10万円

## 注意事項

- (1) 他の補助制度により補助を受けたものは対象外となります
- (2) 自社で使用するデザイン及び作成に係る経費は対象外となります
- (3) 募集は予算に達し次第終了します

上記以外にも諸条件があります。詳細については下記へお問い合わせください。

## 必要書類

### 交付申請

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②事業実績書（様式第2号）
- ③補助対象事業の実施が確認できるもの
- ④法人：登記事項証明書の写し  
個人：住民票の写し
- ⑤許認可証（許認可が必要な事業を行っている場合）
- ⑥市内に事業所を設置していることがわかる書類  
（例：チラシ・パンフレット、HP、事業所外観写真等）
- ⑦補助対象経費の支払いが確認できるものの写し
- ⑧市税の滞納のない証明
- ⑨創業・起業5年以内ということがわかる書類  
（例：個人は開業届出書の写し、法人は法人設立届出書等）
- ⑩暴力団排除に関する誓約書兼承諾書
- ⑪上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書